

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年2月16日開催 日本証券業協会]

1. 令和3年福島県沖を震源とする地震による災害に対する金融上の措置について

- 2月13日に発生した地震により被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し福島県に災害救助法の適用がなされ、これを受け、「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただきました。
- 被災地で営業している証券会社におかれては、コロナ禍における感染拡大防止と必要業務の継続に努めていただいているところ恐縮であるが、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握したうえで、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

2. 緊急事態宣言を踏まえた必要業務の継続について

- 1月7日、緊急事態宣言を踏まえ、金融担当大臣より、宣言下での金融機関の対顧客業務について、宣言対象区域に限らず、感染拡大防止に最大限努めていただくとともに、必要な業務の継続を要請させていただきました。
- 中でも、対象区域の証券会社については、
 - ・ リモート機能を最大限活用しつつ、必要な金融業務を継続
 - ・ 対面の業務を継続するに際しては、予約制の導入など十分な感染対策に努めつつ、顧客の要望を踏まえた対応を実施していただくよう要請させていただきました。
- こうした大変な状況下であるが、引き続き、感染拡大防止と顧客のニーズや要望に応じた必要業務の継続に努めていただくようお願い申し上げます。

3. 国際金融センターの確立に向けた取組みについて

- 昨年 12 月 8 日に閣議決定された政府の経済対策において、国際金融センターに関する施策パッケージが盛り込まれた。
- 本年 1 月には、従来の「拠点開設サポートデスク」を発展・改組する形で、登録から監督までを英語によりワンストップで対応するための「拠点開設サポートオフィス」を金融庁・財務局合同で立ち上げたところ。
- 今後、法務省とも連携して在留資格を一部緩和したり、民間事業者の力も借りて創業・生活面の支援を行うモデル事業等に取り組む。
- パッケージをまとめるだけでなく、貴業界とも協力させていただき、着実に実行することで日本の金融資本市場の魅力向上に努めてまいりたい。

4. 書面・押印・対面手続の見直しについて

- 法務省の登記情報システムが改修され、昨年 10 月より、国の行政機関間において登記情報を連携・共有する仕組みが開始された。
- これにより、法令に基づく申請等における登記事項証明書の添付省略が可能となったことから、金融庁としても、その添付省略の取扱いを開始しているので、この場を借りて改めて周知させていただきたい。

5. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及については令和元年 6 月 4 日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、政府として、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っているところ。
- 更に、今月 10 日、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行える QR コード付き交付申請書の送付に関する周知の依頼をさせていただいた。この場を借りて改めて、普及へのご協力をお願いしたい。

6. 本年の国際会議にて議論予定のトピックについて

- 金融安定理事会（FSB）は、昨年11月、新型コロナウイルス感染症の拡大による市場の混乱を分析した報告書を公表した。本年も引き続き、FSB及びIOSCOをはじめとする各基準設定主体の間で、ノンバンクセクター等の議論を継続している。
- マネー・マーケット・ファンド（MMF）に関する作業については、短期金融市場の全体を見渡す形で作業が進められることとなった。
- MMFやオープンエンド型ファンドに関する作業以外にも、コロナ禍における社債の流通市場の流動性と市場構造など、幅広いトピックの議論が進められている。
- また、昨年11月に開催されたIOSCOの年次総会では、IOSCOにおける2021年の優先課題を決める議論がなされ、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う課題に焦点を当てていくこととなった。

7. サステナブルファイナンスに係る国際的な動向について

- 本年は、11月に英国で開催される気候変動枠組条約締約国会議（COP26）に向けて、各国における気候変動対策の動きが加速するとみられる。脱炭素に向けた民間資金動員、気候関連開示の推進、金融機関の気候関連リスク管理といった観点を中心に、気候変動関連ファイナンスへの国際的な関心は今後一層高まる見込み。従前から、欧州の取組みが先行していたが、米国でも、昨年秋に米国連邦準備理事会（FRB）が公表した金融安定報告書において金融安定リスクの一つとして初めて気候変動が取り上げられたほか、バイデン新政権も気候問題を主要課題と位置付け、既にパリ協定への復帰や2050年までのネットゼロ達成を前提とした政策を進める文書に署名した。大統領選挙時の民主党政綱においても上場企業に対する気候関連リスクと温室効果ガス排出量の開示義務化を掲げていた。

（IOSCOのサステナビリティに関する取組み）

- 証券監督者国際機構（IOSCO）でも、サステナブルファイナンスに関する取組みが活発化している。IOSCOは、昨年4月に「サステナブルファイナンス

及び証券当局と IOSCO の役割」と題する報告書を公表し、企業のサステナビリティ開示の比較可能性の向上や、グリーンウォッシングなどの投資家保護に関する課題等について分析を行った。これら課題に取り組むべく、昨年6月、IOSCO 内に Sustainable Finance Task Force (STF) が設置され、企業のサステナビリティ開示、グリーンウォッシングと投資家保護、ESG 格付けについてそれぞれ作業部会で議論を実施した。当庁は、欧州証券市場監督局 (ESMA) とともに第3作業部会 (ESG 格付) の共同リーダーを務めている。

- このうち、企業のサステナビリティ開示については、IFRS 財団や主要な民間基準設定5団体との協働を目指しており、昨年実施された IFRS 財団のサステナビリティ報告に関する市中協議では、IOSCO は、新たな基準設定主体の設置を支持するとともに、包括的な企業報告システムの構築に向けて IFRS 財団と引き続き連携していく旨をコメントレターにおいて表明した。なお、IOSCO のコメントレターは、貴協会にも議論にご参加いただいた日本の IFRS 対応方針協議会のコメントレターの内容とも整合的な内容となっている。
- サステナブルファイナンスは、国際的な動きが非常に速い分野である。金融庁としても国際的な議論の場に積極的に参加し、日本の意見が国際的な議論に反映されるよう、引き続き取り組んでいきたいので、皆さまと密接に意見交換・情報交換を行っていただければ幸いである。

8. COVID-19 がリテール市場のコンダクトに与えた影響に関する IOSCO 報告書について

- 証券監督者国際機構 (IOSCO) は、昨年12月、「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) がリテール市場のコンダクトに与えた影響に関する報告書」を公表した。
- 本報告書では、COVID-19 の環境下において生じつつあるコンダクト問題に当局が対処するための一助となるよう、危機時において生じた問題事例に関するケーススタディの内容がまとめられている。
- 金融庁ホームページや IOSCO ホームページで紹介しているので、ぜひご一読いただきたい。

9. IOSCO 報告書「暗号資産に関する個人投資家の教育」について

- 証券監督者国際機構（IOSCO）は、昨年 12 月、「暗号資産に関する個人投資家の教育」と題する最終報告書を公表した。
- 本報告書は、暗号資産が IOSCO 全体の優先課題であることを受け、貴協会もオブザーバーとして参加されている、投資家教育に関する第 8 委員会で始まったプロジェクトである。本報告書の作成にあたり、メンバーを対象に暗号資産に関する実態調査を行った。
- 本報告書は、各国の暗号資産に関する投資家教育の事例を含んでおり、暗号資産に関する教材の開発、無免許又は詐欺的企業に関する情報提供、投資家への情報提供のためのコミュニケーションチャネルの利用、教材の開発や配信に関するパートナーシップの構築の 4 つの分野についてガイダンスを示している。
- 金融庁ホームページや IOSCO ホームページで紹介しているので、ぜひご一読いただきたい。
- 今後も、こうした意見交換会の場などを利用して、国際的な議論の動向等を広くご紹介させていただく。金融機関の皆様の業務のご参考としていただければありがたい。

（以 上）